

# 兵庫県公報

令和4年4月12日 火曜日 第301号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	1
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（建築指導課）	2
○ 平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部改正（同）	10
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神南県民センター）	14
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	14
○ 同 上（同）	15
<b>公 告</b>	
○ 入札公告（デジタル改革課）	15
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	17
○ 入札公告（物品管理課）	18
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	24
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	29
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	32
○ 同 上（中播磨県民センター）	32
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 平成30年兵庫県選挙管理委員会告示第13号の訂正	33
○ 政治団体から提出された令和元年分の収支報告書の要旨	33
○ 政治団体から提出された令和2年分の収支報告書の要旨	34
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の解散に係る収支報告書の要旨	39
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	52

## 告 示

### 兵庫県告示第495号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市養田土地改良区	令和4年3月3日
伊丹大鹿土地改良区	同 月22日
苅屋土地改良区	令和2年6月25日
照来土地改良区	令和4年2月24日

兵庫県告示第496号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、令和4年3月14日集落基盤整備事業（ほ場整備）相野地区の換地処分を行った旨の届出があった。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	地区名
相野駅周辺土地改良区	相野地区

兵庫県告示第497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年4月12日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年4月12日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 福岡出合線	養父市葛畑字向かいち14番3から 同市葛畑字向かいち3番1及び3番2まで	旧	7.0から 14.0まで	192.0	
		新	13.0から 21.0まで	193.0	

兵庫県告示第498号

平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（西脇市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。

表（西脇市における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表 第3の該当区分	区域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
上野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上野字へら町、字大谷山及び字北山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

上戸田地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上戸田字奥垣内、字土手及び字八日山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
津万地区 条例別表第3の3 の項	西脇市津万字ウスバの全部並びに字高坪、字西ノ門、字源女、字大根、字八王子前、字柳坪、字長垣内、字石路及び字長田の各一部並びに嶋字曾崎の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市嶋字辻、字大將軍、字コフカタ及び字大堂の各全部並びに字曾崎、字落クゴ、字木俵、字内垣、字的場、字下五反田、字上五反田、字五万田、字馬渡り、字庵戸、字宮京寺、字大前田、字東乞田及び字西乞田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
大垣内地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大垣内字垣ノ内及び字トデの各全部並びに字丁田、字滝ノ下、字高町及び字ハリ田の各一部並びに寺内字丁田、字堂ノ下及び字大垣内裏の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
寺内地区 条例別表第3の3 の項	西脇市寺内字丁田、字堂ノ下、字カイチ、字大垣内裏、字出口、字中田、字田フチ、字カナニロ、字ホコラ、字上畑、字池尻、字上及び字天神ノ芝の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
西嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市西嶋字村前、字門、字梶ノ下、字中添及び字ノテの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
蒲江地区 条例別表第3の3 の項	西脇市蒲江字時釜、字谷郷、字大根、字蒲池東、字イハノ元、字西ケ市、字早田、字北ケ市、字東畑及び字西畑の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日

<p>坂本地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市坂本字谷川向、字上中野、 字谷川尻、字北茶屋、字町池、字 戎之本、字大將軍ノ本、字坂本、 字西之野及び字坂谷口の各一部 並びに寺内字田フチの一部で別 図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>大野地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市大野字戎田、字木戸口、字 南及び字仮安の全部並びに字セ ンサマ、字山本、字永長、字栗坪、 字池下、字邑中、字タヨカイチ、 字大谷、字片山、字逆サマ及び字 八ヶ山の各一部並びに坂本字野 手ノ下の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>郷瀬地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市郷瀬町字村内及び字大歳 西の各全部並びに字神田、字境手 ノ上、字大歳坪、字井詰、字西ノ 岸、字角ノ前及び字旗頭の各一部 で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>富田地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市富田町字善南寺坪及び字 堂前の各全部並びに字犬ノ堂、字 善南寺東、字田之垣、字上高井、 字下高井、字志竹之上、字坪ノ内 及び字村内の各一部、西田町字森 ノ本、字塚之本及び字土堤之上の 各一部並びに日野町字犬ノ堂の 一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日 (令和3年3月12日)</p>
	<p>西脇市郷瀬町字犬ノ堂の一部で 別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物</p>	
<p>日野地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市日野町字高芝、字ウワタ、 字松ノ前、字東沢、字タノカイチ、 字犬ノ堂、字平ノ口、字南川、字 西カイチ、字南カイチ、字中カイ チ、字北カイチ、字浦山及び字一 ノ谷の各一部、郷瀬町字柵の一部 並びに富吉南町字蒲之元の一部 で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>

<p>富吉南地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市富吉南町字池ノ下及び字山之下の各全部並びに字東川、字堂ノ元、字沖田、字蒲之元、字高芝、字土居之元、字中道、字山田、字池ノ南、字下ノ山、字上ノ山及び字南山の各一部並びに富吉上町字大橋及び字イヤノ上の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>富吉上地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市富吉上町字堂ノ後の全部並びに字大橋、字南カイチ、字東垣内、字イヤノ上、字西門、字八幡、字ボン垣内、字薬師之西、字辻ノ内、字北山、字カヤ林及び字平山の各一部並びに富吉南町字東川の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>前島地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市前島町字前川原、字村中、字大年ノ西、字庵ノ元、字天神ノ元、字岸之東、字上川原及び字西川原の各一部、富吉上町字西門の一部、西田町字東門、字大年前、字北ノ手、字上り戸及び字上川原の各一部、市原町字清水の一部並びに大木町字水落の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日</p>
<p>西田地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市西田町字村中及び字高井の全部並びに字クヌキ、字若宮、字カラキ、字井ノ辺、字蒲之元、字名草、字東門、字上り戸及び字川端の各一部並びに富田町字上高井及び字下高井の各一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日 (令和4年4月12日)</p>
	<p>西脇市西田町字若宮の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の4の項に規定する建築物</p>	
<p>西田地区 条例別表第3の5 の項</p>	<p>西脇市西田町字井ノ辺の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の5の項に規定する建築物</p>	<p>平成28年3月11日</p>
<p>市原地区 条例別表第3の3 の項</p>	<p>西脇市市原町字南ケ市の全部並びに字石ケ坪、字清水、字下河原、字長畑、字岩ケ坪、字広畑ケ、字池ノ下、字北ケ市、字沼、字川端、字山之下、字東ケ市、字下町、字上町、字村之内、字長畑ノ上、字東谷及び字南内の各一部並びに大木町字徳部新田の一部で別図に示す区域</p>	<p>旧条例別表第3の1の項に規定する建築物</p>	<p>平成20年4月11日 (平成28年3月11日)</p>

市原地区 条例別表第3の5 の項	西脇市市原町字川端の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
大木地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大木町字タヤカチの全部 並びに字ヨコテ、字札ノ元、字西 角、字清水田、字山ノ下、字水落、 字蔵之元、字ナシノキ、字若宮ノ 元、字郡新田、字徳部新田及び字 一ツ林の各一部並びに野中町字 国影、字芝添及び字下川原の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
野中地区 条例別表第3の3 の項	西脇市野中町字国影、字山ノ下、 字坂ノ下、字ハゼノ木、字土ドイ、 字芝添、字高ノ坪、字前、字郷ノ 上、字草木、字中丁田、字後丁田、 字上石、字北垣内、字小山及び字 小屋辻の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
羽安地区 条例別表第3の3 の項	西脇市羽安町字カドタの全部並 びに字堂ノ前、字筋違、字横長、 字下河原、字森ノ下、字トイツメ、 字山ノ下、字水田、字中曾根及び 字道ノ上の各一部並びに野中町 字前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成22年10月29日)
	西脇市羽安町字堂ノ前、字筋違及 び字水田の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
	西脇市羽安町字カドタ、字堂ノ 前、字筋違、字横長、字森ノ下、 字山ノ下及び字水田の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	
羽安地区 条例別表第3の5 の項	西脇市羽安町字中曾根及び字大 嶋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成22年10月29日
高松地区 条例別表第3の3 の項	西脇市高松町字南境、字荒子、字 花立、字観音堂、字屋形、字小口、 字山添、字広畑、字ヌエノ、字中 川原、字寺ノ垣内及び字平見の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日) (平成30年1月9日)
	西脇市高松町字荒子の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	

高松地区 条例別表第3の5 の項	西脇市高松町字南境及び字荒子の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	平成30年1月9日
板波地区 条例別表第3の3 の項	西脇市板波町字札之辻、字上中田及び字下中田の各全部並びに字宮ノ後、字川原坪、字蔵ノ元、字舟戸、字三高、字高瀬、字西池町、字段ノ下、字北垣内、字中垣内、字宮ノ前、字川ノ上、字樋ノ上、字段ノ上、字尾狭、字大林及び字二ツ谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
平野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市平野町字土井下の全部並びに字井口、字山ノ下、字中田、字薬師下、字大池下、字皿池ノ下、字宮下及び字ユリ下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
谷地区 条例別表第3の3 の項	西脇市谷町字郷ノ口、字墓所下、字若栄、字前田、字垣内、字西山ノ下、字北山、字墓所ヶ谷及び字東柴草山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
野村地区 条例別表第3の3 の項	西脇市野村町字奥野、字笹野及び字中ノ多和の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
比延地区 条例別表第3の3 の項	西脇市比延町字前田、字村中、字大道ノ東、字上町、字下町、字西川原、字山ノ口、字和田、字下古野、字口古野、字茶山及び字山原の各一部並びに鹿野町字北垣内、字大蔵、字池ノ内及び字新開の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)

比延地区 条例別表第3の5 の項	西脇市比延町字西川原の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
上比延地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上比延町字寺ノ東、字東前 田、字前田出口、字前田出口ノ西、 字前田ノ西、字西岡ノ東、字西岡、 字西岡山、字芦谷道ノ東、字芦谷 道ノ西、字岡山ノ北、字芦谷嫁ケ 石、字芦谷嫁ケ石東、字野瀬、字 北垣内道ノ西、字寺ノ北、字谷田、 字大年坪、字池ノ尻、字越水、字 南垣内、字昆沙門ノ東、字水口ノ 東、字東脇、字馬渡里、字岸ノ久 後、字花ノ木、字嶋田山、字下掛 り、字中通り、字池町下、字友右 衛門垣内、字カクレ谷、字奥野山、 字丸山、字伊勢山、字前田、字北 垣内及び字池ノ南の各一部並び に比延町字岡ノ山根の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
上比延地区 条例別表第3の5 の項	西脇市上比延町字芦谷嫁ケ石の 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
鹿野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市鹿野町字源四郎垣内の全 部並びに字宮ノ前、字辻、字蔵ノ 垣内、字五土砂、字島堂、字中ノ 垣内、字五明、字明神、字山ノ神、 字森ノ本、字竹ノ内、字御防垣内、 字芝ノ垣内、字戌亥寺、字北垣内、 字大蔵、字池ノ内、字新開、字釜 谷及び字六ノ坪の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (令和4年4月12日)
鹿野地区 条例別表第3の5 の項	西脇市鹿野町字辻、字山ノ神、字 西川原、字蔵ノ垣内、字五土砂及 び字六ノ坪の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (令和4年4月12日)
塚口地区 条例別表第3の3 の項	西脇市塚口町字一ノ瀬、字和賀 メ、字中ノ垣内、字二之瀬及び字 ウツロクチの各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日

塚口地区 条例別表第3の5 の項	西脇市塚口町字一ノ瀬の一部及 び鹿野町字ウツロウ山の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
高嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市高嶋町字フロノ下、字高 町、字山添及び字明神の各一部並 びに鹿野町字中ノ垣内の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
堀地区 条例別表第3の3 の項	西脇市堀町字南河原、字中島、字 城府、字峠、字上西河原及び字下 西河原の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
堀地区 条例別表第3の5 の項	西脇市堀町字東河原の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
落方地区 条例別表第3の3 の項	西脇市落方町字サル田、字火燈し 山、字菊ノ尾、字長柄柿、字フチ ノ上、字岡本、字西垣内、字加正 谷及び字今ドヒの各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
明楽寺地区 条例別表第3の3 の項	西脇市明楽寺字狭谷、字沢田、字 池ノ内、字池ノ下、字上中尾、字 下中尾、字岡本、字流田、字芝添、 字カウロギ、字タコカ、字大谷、 字野尻、字茶屋町、字荒井口、字 寺田、字目ケ向、字大門、字北谷 及び字西谷の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
水尾地区 条例別表第3の3 の項	西脇市水尾町字瓜植、字一ノ宮ノ 元、字車田、字村中、字佃、字大 門、字オノ神、字北門、字中ノ池 及び字中ノ坪の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日) (令和2年3月17日)
	西脇市水尾町字オノ神及び字大 門の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
水尾地区 条例別表第3の5 の項	西脇市水尾町字瓜植の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成28年3月11日

水尾地区 条例別表第3の8 の項	西脇市水尾町字佃の一部で別図 に示す区域	都市計画法施行条例別 表第3の8の項に規定 する地域資源の有効な 利用に係る建築物 1 寮 2 集会所 3 事務所	平成28年3月11日
岡崎地区 条例別表第3の3 の項	西脇市岡崎町字高倉、字堀越、字 北浦、字大根、字早稲田、字出口、 字下岡崎、字上岡崎及び字カヤノ 内の各一部、落方町字ハノキ及び 字五百戸の各一部並びに上王子 町字流レ田及び字小丸の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
上王子地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上王子町字流レ田、字古河 及び字山根の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
合山地区 条例別表第3の3 の項	西脇市合山町字西山、字堂ノ上、 字堂ノ前、字前田、字宮ノ前、字 藤原及び字奥田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の3 の項	西脇市出会町字円丈寺、字中野、 字中野上、字笹原、字笹尾、字ダ ケ山、字菖蒲谷及び字松尾の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の5 の項	西脇市出会町字木谷山の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
八坂地区 条例別表第3の3 の項	西脇市八坂町字上之段、字岩元、 字東山、字平池ノ下、字土手ノ内、 字勝尾谷、字五輪及び字大谷の各 一部並びに平野町字米山及び字 平見の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日



**兵庫県告示第499号**

平成17年兵庫県告示第34号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等）の一部を次のように改正する。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）を次のように改める。  
表（稲美町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日
加古鉄工団地地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字北新田北及び 字北新田東の各一部で別図に示す 区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第 21号による改正前の条 例（以下「旧条例」とい う。）別表第3の5の項 に規定する建築物及び 旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷西地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字焼ケ谷及び 字西大道の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷西地区 条例別表第3の6 の項	同 上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	平成17年1月11日
下草谷中地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字西北野の一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷中地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
下草谷東地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町下草谷字東北野の一 部及び草谷字相野の一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
下草谷東地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
草谷北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町草谷字相野の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町岡字拾七町の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の6 の項	同 上	旧条例別表第3の8の 項に規定する施設	平成17年1月11日
十七丁北地区 条例別表第3の7 の項	同 上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
池ノ内南地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町加古字池ノ内中及び 字池ノ内南の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する工場	平成17年1月11日

池ノ内南地区 条例別表第3の7 の項	同上	旧条例別表第3の9の 項に規定する建築物	平成17年1月11日
向山地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字松ヶ鼻、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成21年11月13日
	加古郡稲美町中村字田井中、字西山、字向、字池ノ跡、字真谷及び字向岡の各一部並びに中一色字鈍々岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
	加古郡稲美町中村字真谷及び字松ヶ鼻の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	
下野谷地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野谷字中割、字南中岡、字寅新田及び字南岡の各一部並びに野寺字東岡及び字穴澤の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年1月13日
	加古郡稲美町野谷字中割、字南中岡及び字寅新田の各一部並びに野寺字東岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
	加古郡稲美町野谷字寅新田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	
高菌地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
	加古郡稲美町蛸草字北條及び字高菌の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
	加古郡稲美町蛸草字北條、字高菌及び字下條の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	
高菌地区 条例別表第3の5 の項	加古郡稲美町蛸草字北條の一部及び野寺字下南岡の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成24年7月27日
野寺地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町野寺字北條、字西谷、字中山、字中條、字西條、字石原、字鬼河原谷、字南谷、字下南岡、字上南岡、字野畑及び字出晴の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町野寺字北條、字中山、字中條、字西條、字鬼河原谷及び字下南岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	

中一色地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町中一色字青ノ井、字新改、字下向、字堂ノ上、字宮ノ上、字宮ノ端、字水田、字宮前、字大坪、字焼田、字田中、字青ノ上及び字青の井の各一部、中村字西山の一部並びに北山字見谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町中一色字下向、字大坪、字宮ノ端、字田中、字新改及び字焼田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
幸竹地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町幸竹字丸岡、字宮ノ本、字小谷、字札ノ辻、字池ノ下、字家荒、字小店前、字南谷及び字廣ケ澤の各一部、和田字平見、字浦山、字高岡及び字越の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成28年6月17日
	加古郡稲美町幸竹字丸岡及び字池ノ下の各一部、和田字平見及び字高岡の各一部、中村字道間の一部並びに森安字山田西谷の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
和田地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町和田字大西、字平見、字浦山、字備後割、字高岡、字越、字新池、字東山、字鳥ハミ、字今池沢、字池下及び字雁黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成30年7月6日
	加古郡稲美町和田字越、字高岡、字鳥ハミ及び字池下の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町和田字大西、字池下及び字雁黒の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
西和田地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町中一色字中岡、字屋敷前、字黒岡及び字鈍々岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	令和2年1月21日
	加古郡稲美町中一色字屋敷前、字黒岡及び字鈍々岡の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
百丁場地区 条例別表第3の3 の項	加古郡稲美町六分一字百丁歩及び字西場の各一部並びに印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	令和2年1月21日

	加古郡稲美町六分一字百丁歩の一部及び印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町六分一字百丁歩の一部及び印南字西場の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
北山地区 条例別表第3の3の項	加古郡稲美町北山字庵垣内、上ノ谷、北畑、池ノ内、西角、前江、中ケ市、高代、宮ノ前、北浦、荒内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	令和4年4月12日
	加古郡稲美町北山字池ノ内、西角、中ケ市、宮ノ前、北浦、荒内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
	加古郡稲美町北山字上ノ谷、池ノ内の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	



**兵庫県告示第500号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和4年4月12日

兵庫県阪神南県民センター長 秋山 徹 志

- 1 指定する土地等の所在地  
兵庫県西宮市塩瀬町名塩字辻坂4523番外27筆
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
  - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別  
工作物
  - (2) 用途  
貯水池（名塩貯水池）
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
西宮市上下水道局	兵庫県西宮市六湛寺町8番28号	青 山 弘

- 4 指定する理由  
阪神西部地域内武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第501号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤 元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03北播位置 0001号	4.3.30	西脇市西脇字東清水ヶ元1090番1	6.00	24.65



**兵庫県告示第502号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R03北播位置 0002号	4.3.30	加東市喜田字大垣135番1の一部、135番2、138番1の一部、138番4の一部、135番1地先水路 同市同字町田12番2の一部、12番4の一部、13番5の一部、13番5地先里道	6.0	39.375

**公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年4月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
兵庫県行政手続オンライン化基盤システム等の運用管理業務委託
- (2) 業務の仕様等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
令和4年6月1日（水）から令和9年5月31日（月）まで

2 入札参加資格

本件入札に参加することができる資格を有する者は、単独企業もしくは企業グループで、次の各号のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。（以下「財務規則」という。））第81条の3に基づく兵庫県物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下「政令」という。））第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者
- (3) 入札参加申込書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (5) 企業グループによる参加の場合は、企業グループの全ての構成員が、上記(1)から(4)の各要件を全て満たしており、企業グループの構成員が、単独又は他の企業グループの構成員として、本委託業務の調達に参加していないこと。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館12階  
兵庫県企画部デジタル改革課  
電話 (078)341-7711 内線 4579  
FAX (078)362-9027  
電子メールアドレス digital@pref.hyogo.lg.jp
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和4年4月13日(水)から同月26日(火)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和4年5月24日(火)午前11時 兵庫県庁3号館12階1225会議室
- (4) 入札書等の提出方法  
持参、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下、「郵送等」という。)により提出すること。  
郵送等による場合は、令和4年5月23日(月)午後5時までに必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
ア 契約希望金額(入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年5月20日(金)正午までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合は、この限りではない。  
イ 前記アのただし書の入札保証保険の保険期間は、令和4年5月20日(金)以前の任意の日を開始日とし、令和4年6月1日(水)以降を終了日とすること。
- (3) 契約保証金  
ア 落札者は、契約締結までに、契約金額(消費税及び地方消費税の額を加算した金額)の100分の10以上の額の契約保証金を納付すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合は、この限りではない。  
イ 前記アのただし書の履行保証保険契約の保険期間は、契約期間とすること。
- (4) 入札者に求められる義務  
この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和4年4月26日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けること。
- (5) 入札の無効  
申込書、入札書又は関係資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、前記(4)の申込書を提出し入札参加の資格の確認を受けた者であって、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法及び落札者選定基準  
ア 財務規則第85条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。  
イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじのよって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。  
ウ 予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、直ちに再度の入札を実施する。

エ 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約による。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature of the service to be required:

Operation and management of online system platform for administrative procedures for Hyogo Prefecture

(3) Deadline for the submission of application forms:

17:00 April 26, 2022

(4) Deadline for tender:

11:00 May 24, 2022 by direct delivery

17:00 May 23, 2022 by mail

(5) Office to contact concerning the notice:

Digital Government Development Division,

Policy Planning & Regional Revitalization Department, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078)341-7711 Ext. 4579 FAX (078)362-9027



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 姫路市花田ショッピングセンター

所在地 姫路市花田町上原田189番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

三井住友トラスト・パナソニック	東京都港区芝浦一丁目2番3号	西野敏哉
-----------------	----------------	------

ファイナンス株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

三井住友トラスト・パナソニック	東京都港区芝浦一丁目2番3号	神代顕彰
-----------------	----------------	------

ファイナンス株式会社

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

三井住友トラスト・パナソニック	東京都港区芝浦一丁目2番3号	西野敏哉
-----------------	----------------	------

ファイナンス株式会社

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

株式会社しまむら	さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	北島常好
----------	--------------------	------



資格制限を受けていない者であること。

- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

#### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 西川

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和4年4月12日（火）から同年5月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和4年5月31日（火）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年5月30日（月）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

#### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和4年4月12日（火）から同年5月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年5月6日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和4年5月24日（火）午後5時から同月31日（火）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

### 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和4年4月13日（水）から同年5月17日（火）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和4年4月13日（水）から同年5月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年5月6日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和4年5月24日（火）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年5月27日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年6月14日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saitou, Governor of Hyogo Prefecture

- (2) Nature and quantity of the product to be purchased:



〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 西川

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和4年4月12日(火)から同年5月6日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 入札の日時

令和4年5月31日(火)午後3時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和4年5月30日(月)午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和4年4月12日(火)から同年5月6日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和4年5月6日(金)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和4年5月24日(火)午後5時から同月31日(火)午後3時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和4年4月13日(水)から同年5月17日(火)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和4年4月13日(水)から同年5月6日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和4年5月6日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(i) カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はF A Xにより提出すること。

オ 確認の結果

令和4年5月24日(火)午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額

の入札保証金を令和4年5月27日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年6月14日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saitou, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Large -sized school buses 2 vehicle

(3) Delivery period: February 28, 2023

(4) Delivery place:

Kobe special school in Hyogo (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 May 6, 2022

(6) Deadline for tender:

15:00 May 31, 2022 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 May 30, 2022 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Nishikawa, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural  
Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 extension 4935



### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年4月12日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立特別支援学校大型スクールバス（路線型スロープなし） 3台

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和5年2月28日（火）

(4) 納入場所

県立いなみ野特別支援学校、県立東はりま特別支援学校及び県立こやの里特別支援学校

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県納入局物品管理課 担当 西川

電話 (078) 341-7711 内線4935 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和4年4月12日（火）から同年5月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和4年5月31日（火）午後4時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年5月30日（月）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和4年4月12日（火）から同年5月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年5月6日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和4年5月24日（火）午後5時から同月31日（火）午後4時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和4年4月13日（水）から同年5月17日（火）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和4年4月13日（水）から同年5月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年5月6日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(4) カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和4年5月24日（火）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年5月27日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年6月14



- (1) 調達物品及び数量  
県立特別支援学校中型スクールバス（観光型） 5台
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
令和5年2月28日（火）
  - (4) 納入場所  
県立むこがわ特別支援学校、県立氷上特別支援学校、県立いなみ野特別支援学校（詳細は仕様書のとおり）
  - (5) 入札方法  
上記(1)の物品について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 3 入札の参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 書面による入札
    - ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県出納局物品管理課 担当 西川  
電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928
    - イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和4年4月12日（火）から同年5月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
    - ウ 入札の日時  
令和4年5月31日（火）午前10時 兵庫県庁西館1階小入札室
    - エ 入札書の提出期限  
上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年5月30日（月）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。
  - (2) 電子による入札  
兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
    - ア 参加申込みの期間  
令和4年4月12日（火）から同年5月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時ま

で(ただし、令和3年5月17日(月)は午後4時までとする。)

イ 入札の日時

令和4年5月24日(火)午後5時から同月31日(火)午前10時まで(県の休日を除く。)

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和4年4月13日(水)から同年5月17日(火)まで(県の休日を除く。)の午前10時から午後4時まで(持参の場合は、正午から午後1時までを除く。)

なお、電子入札システムによる場合は、令和4年4月13日(水)から同年5月6日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後8時まで(ただし、令和4年5月6日(金)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和4年5月24日(火)午後5時まで通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。  
(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年5月27日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年6月14日(火)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)



上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

### (1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 西川

電話 (078) 341-7711 内線4936 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和4年4月12日（火）から同年5月6日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和4年5月31日（火）午前11時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年5月30日（月）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

### (2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和4年4月12日（火）から同年5月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年5月6日（金）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和4年5月24日（火）午後5時から同月31日（火）午前11時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和4年4月13日（水）から同年5月17日（火）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和4年4月13日（水）から同年5月6日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和4年5月6日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和4年5月24日（火）午後5時までには通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年5月27日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年6月14日（火）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。  
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。  
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saitou, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Middle-sized school buses 5 vehicle

(3) Delivery period: February 28, 2023

(4) Delivery place:

Izushi special school in Hyogo and Kitaharima special school in Hyogo and Ako special school in Hyogo (details are described in the specification)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 May 6, 2022

(6) Deadline for tender:

11:00 May 31, 2022 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 May 30, 2022 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nishikawa, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4936



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小野市住吉町字南山1081番68

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神戸市垂水区南多聞台三丁目6番27号

株式会社 神盟 代表取締役 北川久晃

3 許可年月日及び許可番号

令和3年9月2日

兵庫県指令北播（加土）（建）第1-22-2号（2小野）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年4月12日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町糸井字柿ヶ坪277番1から4まで、277番6、277番7、278番1、278番4から6まで、279番1、279番5、279番7、279番9から11まで、280番1、280番3から5まで、281番1から3まで、281番6、282番5、282番9、314番1、314番3、314番5の一部、314番6、315番1、315番3から5まで、316番、316番2、316番3、317番1、318番3、318番6、318番8、318番9、277番3地先里道、277番7地先水路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市網干区高田355番地

本田冷蔵株式会社 代表取締役 本田 明 良

3 許可年月日及び許可番号

令和4年2月7日

兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-16-2号(3太子)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第18号

吉岡よしひろ後援会から提出された政治団体の設立の届出に関し、平成30年兵庫県選挙管理委員会告示第13号を次のとおり訂正する。

令和4年4月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

1(2)中

「

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
吉岡よしひろ後援会	山下 皓 司	吉 岡 嘉 宏	神崎郡神河町大河408番地	平成30年1月5日

」

を

「

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
吉岡よしひろ後援会	山下 皓 司	吉 岡 嘉 宏	神崎郡神河町大河408番地	平成30年1月5日

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第12条第1項の規定により政治団体から提出された令和元年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月12日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石 堂 則 本

収支報告書の要旨(その他の政治団体)

(単位 円)

大日本國勇社

報告年月日 03.11.29

1 収入総額	0
2 支出総額	0

堀もと子後援会

報告年月日 03.10.14

1 収入総額	169,245
前年繰越額	169,245
2 支出総額	0

~~~~~  
**兵庫県選挙管理委員会告示第20号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により政治団体から提出された令和2年分の収支に関する報告書の要旨を、法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月12日

兵庫県選挙管理委員会  
 委員長 石堂 則 本

収支報告書の要旨（政党の支部）

（単位 円）

**自由民主党兵庫県えびす会支部**

報告年月日 03.12.06

|        |            |
|--------|------------|
| 1 収入総額 | 27,060,003 |
| 前年繰越額  | 27,060,003 |
| 2 支出総額 | 0          |

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。）

（単位 円）

**岩下あきら後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

岩 下 彰

資金管理団体の届出に係る公職の種類

西宮市議会議員

報告年月日 03.09.13

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 35,300 |
| 前年繰越額  | 35,300 |
| 2 支出総額 | 0      |

**黒田一美の会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

黒 田 一 美

資金管理団体の届出に係る公職の種類

兵庫県議会議員

報告年月日 03.09.08

|           |               |
|-----------|---------------|
| 1 収入総額    | 70,000        |
| 本年收入額     | 70,000        |
| 2 支出総額    | 70,000        |
| 3 本年收入の内訳 |               |
| 寄附        | 70,000        |
| 政治団体分     | 70,000        |
| 4 支出の内訳   |               |
| 政治活動費     | 70,000        |
| 組織活動費     | 70,000        |
| 5 寄附の内訳   |               |
| 〔政治団体分〕   |               |
| 泰平会       | 70,000 神戸市須磨区 |

**吉田健吾後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

吉 田 健 吾

資金管理団体の届出に係る公職の種類

神戸市議会議員

報告年月日 03.09.30

|        |         |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 338,760 |
| 前年繰越額  | 338,760 |

|                |        |
|----------------|--------|
| 2 支出総額         | 66,000 |
| 3 支出の内訳        |        |
| 政治活動費          | 66,000 |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 66,000 |
| 宣伝事業費          | 66,000 |

収支報告書の要旨（その他の政治団体）

（単位 円）

**浅海洋一郎後援会**

報告年月日 03.10.26

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**朝倉えつ子後援会**

報告年月日 03.11.16

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**池田よしひろ後援会**

報告年月日 03.09.08

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**池田りな後援会**

報告年月日 03.12.22

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**石倉加代子後援会**

報告年月日 03.11.17

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**太田やすふみ後援会**

報告年月日 03.10.14

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**加戸仁志後援会**

報告年月日 03.09.29

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**環境保護団体政治結社憂國塾**

報告年月日 03.09.29

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

くらしとまちに元気を 伊丹市民の会

報告年月日 03.09.22

|        |         |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 258,968 |
| 前年繰越額  | 258,968 |
| 2 支出総額 | 0       |

**黒田一美後援会**

報告年月日 03.09.08

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1 収入総額         | 1,328,203 |
| 前年繰越額          | 104,203   |
| 本年收入額          | 1,224,000 |
| 2 支出総額         | 1,229,218 |
| 3 本年收入の内訳      |           |
| 個人の党費・会費(408人) | 1,224,000 |
| 4 支出の内訳        |           |
| 経常経費           | 820,613   |
| 備品・消耗品費        | 92,603    |
| 事務所費           | 728,010   |
| 政治活動費          | 408,605   |
| 組織活動費          | 408,605   |

**小林るみ子後援会**

報告年月日 03.09.02

|                |           |        |
|----------------|-----------|--------|
| 1 収入総額         | 3,176,970 |        |
| 前年繰越額          | 155,958   |        |
| 本年收入額          | 3,021,012 |        |
| 2 支出総額         | 2,993,691 |        |
| 3 本年收入の内訳      |           |        |
| 寄附             | 3,021,000 |        |
| 個人分            | 3,021,000 |        |
| その他の収入         | 12        |        |
| 一件10万円未満のもの    | 12        |        |
| 4 支出の内訳        |           |        |
| 経常経費           | 1,149,180 |        |
| 光熱水費           | 30,346    |        |
| 備品・消耗品費        | 244,620   |        |
| 事務所費           | 874,214   |        |
| 政治活動費          | 1,844,511 |        |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 1,828,181 |        |
| 機関紙誌の発行事業費     | 1,798,181 |        |
| 宣伝事業費          | 30,000    |        |
| 寄附・交付金         | 5,000     |        |
| その他の経費         | 11,330    |        |
| 5 寄附の内訳        |           |        |
| 〔個人分〕          |           |        |
| 門 永 三枝子        | 100,000   | 神戸市垂水区 |
| 山 田 和 子        | 100,000   | 同 市灘区  |
| 築 山 智津子        | 100,000   | 同 市同区  |
| 祖父江 八重子        | 100,000   | 同 市同区  |
| 小 林 るみ子        | 1,500,000 | 同 市同区  |

年間5万円以下のもの 1,121,000

#### 新町みちよ後援会

報告年月日 03.09.17

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

#### 多久和桂子後援会

報告年月日 03.11.10

|                |                |
|----------------|----------------|
| 1 収入総額         | 236,591        |
| 前年繰越額          | 36,591         |
| 本年收入額          | 200,000        |
| 2 支出総額         | 139,225        |
| 3 本年收入の内訳      |                |
| 寄附             | 200,000        |
| 政治団体分          | 200,000        |
| 4 支出の内訳        |                |
| 政治活動費          | 139,225        |
| 組織活動費          | 840            |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 138,385        |
| 機関紙誌の発行事業費     | 138,385        |
| 5 寄附の内訳        |                |
| 〔政治団体分〕        |                |
| 兵庫県改革協議会       | 200,000 神戸市中央区 |

#### 津田晃伸後援会

報告年月日 03.09.03

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 54,264 |
| 前年繰越額  | 54,264 |
| 2 支出総額 | 0      |

#### 中田慎也政策研究会

報告年月日 03.12.17

|            |             |
|------------|-------------|
| 1 収入総額     | 321,129     |
| 本年收入額      | 321,129     |
| 2 支出総額     | 321,129     |
| 3 本年收入の内訳  |             |
| 寄附         | 321,129     |
| 個人分        | 21,129      |
| 政治団体分      | 300,000     |
| 4 支出の内訳    |             |
| 経常経費       | 321,129     |
| 備品・消耗品費    | 264,650     |
| 事務所費       | 56,479      |
| 5 寄附の内訳    |             |
| 〔個人分〕      |             |
| 年間5万円以下のもの | 21,129      |
| 〔政治団体分〕    |             |
| 自由民主党伊丹支部  | 300,000 伊丹市 |

**西宮をもっとオープンにする会**

報告年月日 03.09.24

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**橋尾哲夫後援会**

報告年月日 03.09.01

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**花田こうじろう後援会**

報告年月日 03.09.22

|           |             |
|-----------|-------------|
| 1 収入総額    | 100,000     |
| 本年收入額     | 100,000     |
| 2 支出総額    | 0           |
| 3 本年收入の内訳 |             |
| 寄附        | 100,000     |
| 政治団体分     | 100,000     |
| 4 寄附の内訳   |             |
| 〔政治団体分〕   |             |
| 自由民主党伊丹支部 | 100,000 伊丹市 |

**浜田直子後援会**

報告年月日 03.10.15

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**はまのたかし後援会**

報告年月日 03.09.02

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**林時彦後援会**

報告年月日 03.09.03

|                |        |
|----------------|--------|
| 1 収入総額         | 44,000 |
| 本年收入額          | 44,000 |
| 2 支出総額         | 44,000 |
| 3 本年收入の内訳      |        |
| 寄附             | 44,000 |
| 個人分            | 44,000 |
| 4 支出の内訳        |        |
| 政治活動費          | 44,000 |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 44,000 |
| 宣伝事業費          | 44,000 |
| 5 寄附の内訳        |        |
| 〔個人分〕          |        |
| 年間5万円以下のもの     | 44,000 |

**阪神政治連盟**

報告年月日 03.12.22

|        |       |
|--------|-------|
| 1 収入総額 | 3,536 |
| 前年繰越額  | 3,536 |
| 2 支出総額 | 0     |

**兵庫県歯科医師連盟三木市支部**

報告年月日 03.09.02

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 1 収入総額                | 607,159 |
| 前年繰越額                 | 525,155 |
| 本年収入額                 | 82,004  |
| 2 支出総額                | 0       |
| 3 本年収入の内訳             |         |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 82,000  |
| 兵庫県歯科医師連盟             | 82,000  |
| その他の収入                | 4       |
| 一件10万円未満のもの           | 4       |

**藤尾潔後援会**

報告年月日 03.11.09

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**藤本幸作後援会**

報告年月日 03.09.02

|        |       |
|--------|-------|
| 1 収入総額 | 3,343 |
| 前年繰越額  | 3,343 |
| 2 支出総額 | 0     |

**PROJECT NEXT ITAMI**

報告年月日 03.12.17

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**山本琉介後援会**

報告年月日 03.10.06

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**わしだ真緒後援会**

報告年月日 03.09.28

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第21号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第17条第1項の規定により政治団体から解散に係る収支に関する報告書の提出があったので、法第20条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和4年4月12日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

## 収支報告書の要旨（政党の支部）

(単位 円)

## 令和3年解散分

## NHKから国民を守る党兵庫県尼崎市支部

報告年月日 03.09.28(03.07.30 解散)

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1 収入総額                | 1,229,769 |
| 前年繰越額                 | 929,769   |
| 本年收入額                 | 300,000   |
| 2 支出総額                | 1,229,769 |
| 3 本年收入の内訳             |           |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 300,000   |
| NHK受信料を支払わない方法を教える党本部 | 300,000   |
| 4 支出の内訳               |           |
| 経常経費                  | 764,986   |
| 備品・消耗品費               | 726,416   |
| 事務所費                  | 38,570    |
| 政治活動費                 | 464,783   |
| 組織活動費                 | 464,783   |

## NHKから国民を守る党兵庫県川西市支部

報告年月日 03.08.30(03.07.30 解散)

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 1 収入総額                | 300,000 |
| 本年收入額                 | 300,000 |
| 2 支出総額                | 300,000 |
| 3 本年收入の内訳             |         |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 300,000 |
| NHK受信料を支払わない方法を教える党本部 | 300,000 |
| 4 支出の内訳               |         |
| 経常経費                  | 235,255 |
| 人件費                   | 100,000 |
| 事務所費                  | 135,255 |
| 政治活動費                 | 64,745  |
| 組織活動費                 | 64,745  |

## NHKから国民を守る党兵庫県西宮市第二支部

報告年月日 03.08.02(03.07.30 解散)

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 1 収入総額                | 500,000 |
| 前年繰越額                 | 250,000 |
| 本年收入額                 | 250,000 |
| 2 支出総額                | 500,000 |
| 3 本年收入の内訳             |         |
| 本部又は支部から供与された交付金に係る収入 | 250,000 |
| NHK受信料を支払わない方法を教える党本部 | 250,000 |
| 4 支出の内訳               |         |
| 政治活動費                 | 500,000 |
| 選挙関係費                 | 250,000 |
| 寄附・交付金                | 250,000 |

**社会民主党兵庫県第5支部連合**

報告年月日 03.03.16(03.02.28 解散)

|                            |        |
|----------------------------|--------|
| 1 収入総額                     | 34,914 |
| 前年繰越額                      | 34,914 |
| 2 支出総額                     | 34,914 |
| 3 支出の内訳                    |        |
| 政治活動費                      | 34,914 |
| 〔うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出〕 | 34,914 |
| 寄附・交付金                     | 34,914 |

**社会民主党兵庫県第7支部連合**

報告年月日 03.04.09(03.03.31 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**社会民主党兵庫県第8支部連合**

報告年月日 03.11.29(03.03.15 解散)

|        |       |
|--------|-------|
| 1 収入総額 | 5,430 |
| 前年繰越額  | 5,430 |
| 2 支出総額 | 0     |

**自由民主党伊丹産業支部**

報告年月日 03.07.06(03.06.30 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**自由民主党兵庫県えびす会支部**

報告年月日 03.12.06(03.12.06 解散)

|        |            |
|--------|------------|
| 1 収入総額 | 27,060,003 |
| 前年繰越額  | 27,060,003 |
| 2 支出総額 | 0          |

**自由民主党兵庫飛翔会**

報告年月日 03.08.26(03.07.30 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

収支報告書の要旨（資金管理団体（国会議員関係政治団体を除く。））

（単位 円）

令和2年解散分

**小林健志後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

小林 健志

資金管理団体の届出に係る公職の種類

宍粟市議会議員

報告年月日 03.09.06(02.12.31 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

令和3年解散分

**かがやく兵庫と協働する会**

|                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名           | 金澤和夫             |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類          | 知事               |
| 報告年月日 03.10.06(03.09.30解散) |                  |
| 1 収入総額                     | 90,134,690       |
| 本年収入額                      | 90,134,690       |
| 2 支出総額                     | 90,134,690       |
| 3 本年収入の内訳                  |                  |
| 寄附                         | 48,994,920       |
| 個人分                        | 45,874,920       |
| 政治団体分                      | 3,120,000        |
| 借入金                        | 20,000,000       |
| 金澤和夫                       | 20,000,000       |
| その他の収入                     | 21,139,770       |
| 戻入(選挙事務所資金精算に伴う戻入)         | 21,121,400       |
| 一件10万円未満のもの                | 18,370           |
| 4 支出の内訳                    |                  |
| 経常経費                       | 134,437          |
| 事務所費                       | 134,437          |
| 政治活動費                      | 90,000,253       |
| 組織活動費                      | 246,084          |
| 寄附・交付金                     | 69,754,169       |
| その他の経費                     | 20,000,000       |
| 5 寄附の内訳                    |                  |
| 〔個人分〕                      |                  |
| 林 功                        | 100,000 芦屋市      |
| 金澤和夫                       | 10,000,000 神戸市灘区 |
| 岩田知也                       | 100,000 東京都杉並区   |
| 坂本森男                       | 300,000 同 都港区    |
| 村瀬晴好                       | 300,000 美方郡香美町   |
| 久保千賀子                      | 100,000 豊岡市      |
| 上村章文                       | 100,000 東京都品川区   |
| 滝本純生                       | 100,000 同 都練馬区   |
| 田口尚文                       | 100,000 同 都世田谷区  |
| 望月達史                       | 100,000 同 都三鷹市   |
| 下河内 司                      | 100,000 川崎市高津区   |
| 嶋津 昭                       | 100,000 東京都文京区   |
| 小熊 博                       | 100,000 同 都練馬区   |
| 小川登美夫                      | 100,000 同 都江東区   |
| 板倉敏和                       | 100,000 同 都品川区   |
| 松永邦男                       | 150,000 同 都練馬区   |
| 小西砂千夫                      | 100,000 宝塚市      |
| 幸田雅治                       | 100,000 東京都中野区   |
| 生嶋文昭                       | 100,000 同 都江東区   |
| 坂野恵三                       | 100,000 名古屋市千種区  |
| 吉崎賢介                       | 100,000 福島県郡山市   |
| 伊藤仁志                       | 100,000 東京都千代田区  |
| 植村武雄                       | 800,000 神戸市灘区    |
| 佐藤文俊                       | 100,000 東京都板橋区   |
| 喜田祥園                       | 1,000,000 神戸市灘区  |

|       |           |         |
|-------|-----------|---------|
| 井植貞雄  | 1,000,000 | 同 市東灘区  |
| 藤尾益也  | 1,500,000 | 同 市中央区  |
| 島田博夫  | 100,000   | 横浜市港北区  |
| 伊藤紀美子 | 150,000   | 神戸市東灘区  |
| 池田泰雄  | 200,000   | 同 市中央区  |
| 家次恒   | 1,000,000 | 同 市北区   |
| 藤本和弘  | 80,000    | 明石市     |
| 尾川議顕  | 100,000   | 神戸市中央区  |
| 深川義隆  | 100,000   | 同 市西区   |
| 当麻美樹  | 100,000   | 同 市東灘区  |
| 和田直哉  | 1,000,000 | 同 市須磨区  |
| 和田友樹  | 1,000,000 | 同 市中央区  |
| 山西行徳  | 1,000,000 | 三田市     |
| 山西敏之  | 1,000,000 | 同 市     |
| 吉本知之  | 80,000    | 神戸市垂水区  |
| 齋藤富雄  | 300,000   | 同 市中央区  |
| 藤田敏見  | 100,000   | 加古川市    |
| 前田潤   | 100,000   | 神戸市東灘区  |
| 香山茂公  | 1,000,000 | 尼崎市     |
| 榑努    | 100,000   | 赤穂市     |
| 松田茂樹  | 700,000   | 神戸市須磨区  |
| 石川雄巨  | 300,000   | 川西市     |
| 井戸敏三  | 100,000   | 神戸市中央区  |
| 尾山基   | 100,000   | 同 市同 区  |
| 石井健一郎 | 1,000,000 | 同 市灘区   |
| 柳田吉亮  | 300,000   | 小野市     |
| 宮岡督修  | 100,000   | 神戸市垂水区  |
| 川田長嗣  | 250,000   | 大阪市東成区  |
| 濱名浩   | 250,000   | 尼崎市     |
| 山中真介  | 250,000   | 姫路市     |
| 田中隆夫  | 100,000   | 小野市     |
| 斎藤三郎  | 100,000   | 山形県酒田市  |
| 摺河祐彦  | 500,000   | 神戸市灘区   |
| 中林志郎  | 100,000   | 東京都杉並区  |
| 溝畑敏樹  | 300,000   | 丹波篠山市   |
| 濱本泰秀  | 100,000   | 加西市     |
| 市野雅彦  | 100,000   | 丹波篠山市   |
| 千石唯司  | 300,000   | 加西市     |
| 西川一誠  | 100,000   | 東京都世田谷区 |
| 上島達司  | 1,000,000 | 芦屋市     |
| 山田一成  | 60,000    | 神戸市垂水区  |
| 尾野俊二  | 100,000   | 同 市中央区  |
| 大久保博  | 60,000    | 明石市     |
| 後藤武   | 150,000   | 神戸市長田区  |
| 藤原雅人  | 100,000   | 同 市灘区   |
| 久保修一  | 60,000    | 南あわじ市   |
| 清原桂子  | 60,000    | 姫路市     |
| 角南忠昭  | 100,000   | 神戸市須磨区  |
| 南正博   | 500,000   | 伊丹市     |

|                       |            |        |
|-----------------------|------------|--------|
| 栗原高志                  | 60,000     | 神戸市北区  |
| 竹元忠嗣                  | 60,000     | 同市同区   |
| 酒居淑子                  | 60,000     | 伊丹市    |
| 吉田真也                  | 100,000    | 神戸市長田区 |
| 阿部泰久                  | 100,000    | 同市東灘区  |
| 西田裕                   | 60,000     | 同市灘区   |
| 年間5万円以下のもの<br>〔政治団体分〕 | 13,734,920 |        |
| 兵庫県医師連盟               | 100,000    | 神戸市中央区 |
| 兵庫県宅建政治連盟             | 100,000    | 同市同区   |
| 小西隆紀後援会               | 110,000    | 丹波篠山市  |
| 兵庫県私学経営研究会            | 1,000,000  | 神戸市中央区 |
| 兵庫県中小企業連盟             | 300,000    | 同市同区   |
| 新生兵庫と協働する会            | 1,000,000  | 同市同区   |
| 年間5万円以下のもの            | 510,000    |        |

**木下守後援会**

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名            | 木下守     |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類           | 赤穂市議会議員 |
| 報告年月日 03.04.09(03.04.08 解散) |         |
| 1 収入総額                      | 0       |
| 2 支出総額                      | 0       |

**しばた佳伸後援会**

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名            | 柴田佳伸    |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類           | 兵庫県議会議員 |
| 報告年月日 03.08.18(03.08.18 解散) |         |
| 1 収入総額                      | 0       |
| 2 支出総額                      | 0       |

**高橋しんご後援会**

|                             |                |
|-----------------------------|----------------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名            | 高橋進吾           |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類           | 兵庫県議会議員        |
| 報告年月日 03.09.22(03.08.31 解散) |                |
| 1 収入総額                      | 900,888        |
| 本年收入額                       | 900,888        |
| 2 支出総額                      | 900,888        |
| 3 本年收入の内訳                   |                |
| 寄附                          | 900,888        |
| 個人分                         | 900,888        |
| 4 支出の内訳                     |                |
| 経常経費                        | 900,888        |
| 光熱水費                        | 100,888        |
| 事務所費                        | 800,000        |
| 5 寄附の内訳                     |                |
| 〔個人分〕                       |                |
| 高橋進吾                        | 900,888 神戸市東灘区 |

**西田啓一後援会**

|                             |          |           |
|-----------------------------|----------|-----------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名            | 西 田 啓 一  |           |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類           | 姫路市議会議員  |           |
| 報告年月日 03.08.30(03.08.30 解散) |          |           |
| 1 収入総額                      |          | 272,952   |
| 前年繰越額                       |          | 272,950   |
| 本年收入額                       |          | 2         |
| 2 支出総額                      |          | 0         |
| 3 本年收入の内訳                   |          |           |
| その他の収入                      |          | 2         |
| 一件10万円未満のもの                 |          | 2         |
| <b>野村明広後援会</b>              |          |           |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名            | 野 村 明 広  |           |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類           | 加古川市議会議員 |           |
| 報告年月日 03.10.07(03.08.22 解散) |          |           |
| 1 収入総額                      |          | 0         |
| 2 支出総額                      |          | 0         |
| <b>原和美後援会</b>               |          |           |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名            | 原 和 美    |           |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類           | 神戸市議会議員  |           |
| 報告年月日 03.08.05(03.07.31 解散) |          |           |
| 1 収入総額                      |          | 1,584,492 |
| 前年繰越額                       |          | 1,584,492 |
| 2 支出総額                      |          | 0         |
| 収支報告書の要旨（その他の政治団体）          |          |           |
| （単位 円）                      |          |           |
| 令和2年解散分                     |          |           |
| <b>大日本國勇社</b>               |          |           |
| 報告年月日 03.11.29(02.12.31 解散) |          |           |
| 1 収入総額                      |          | 0         |
| 2 支出総額                      |          | 0         |
| <b>堀もと子後援会</b>              |          |           |
| 報告年月日 03.10.14(02.12.31 解散) |          |           |
| 1 収入総額                      |          | 169,245   |
| 前年繰越額                       |          | 169,245   |
| 2 支出総額                      |          | 0         |
| 令和3年解散分                     |          |           |
| <b>石倉加代子後援会</b>             |          |           |
| 報告年月日 03.11.17(03.11.11 解散) |          |           |
| 1 収入総額                      |          | 0         |
| 2 支出総額                      |          | 0         |
| <b>打越ひとし後援会</b>             |          |           |
| 報告年月日 03.01.12(03.01.12 解散) |          |           |
| 1 収入総額                      |          | 0         |

|        |   |
|--------|---|
| 2 支出総額 | 0 |
|--------|---|

**英友会**

報告年月日 03.03.30(03.03.30 解散)

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 14,881 |
| 前年繰越額  | 14,881 |
| 2 支出総額 | 0      |

**遠藤繁浩後援会**

報告年月日 03.03.30(03.03.19 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**おおしま恵子後援会**

報告年月日 03.03.24(03.03.24 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**太田茂後援会**

報告年月日 03.12.13(03.12.10 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**太田よしおをおうえんする会**

報告年月日 03.06.04(03.05.31 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**岡崎ふみのり後援会**

報告年月日 03.12.27(03.12.24 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**ぎかい改革神戸**

報告年月日 03.03.30(03.03.22 解散)

|        |         |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 552,935 |
| 前年繰越額  | 552,935 |
| 2 支出総額 | 0       |

**北山たかひこを励ます会**

報告年月日 03.04.16(03.04.15 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**神戸北無党派の会**

報告年月日 03.11.17(03.11.12 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**小島一後援会**

報告年月日 03.12.06(03.12.06 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**小林茂後援会**

報告年月日 03.12.13(03.12.11 解散)

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 14,511 |
| 前年繰越額  | 14,511 |
| 2 支出総額 | 0      |

**阪田勝紀後援会**

報告年月日 03.08.31(03.08.31 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**佐藤正久兵庫後援会**

報告年月日 03.07.05(03.06.20 解散)

|         |       |
|---------|-------|
| 1 収入総額  | 4,544 |
| 前年繰越額   | 4,544 |
| 2 支出総額  | 4,544 |
| 3 支出の内訳 |       |
| 経常経費    | 4,544 |
| 備品・消耗品費 | 4,544 |

**次世代の上郡を拓く会**

報告年月日 03.06.29(03.06.29 解散)

|        |         |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 258,237 |
| 前年繰越額  | 258,237 |
| 2 支出総額 | 0       |

**嶋崎宏之後援会（宏友会）**

報告年月日 03.11.15(03.11.10 解散)

|                |             |
|----------------|-------------|
| 1 収入総額         | 116,470     |
| 本年收入額          | 116,470     |
| 2 支出総額         | 116,470     |
| 3 本年收入の内訳      |             |
| 寄附             | 116,470     |
| 個人分            | 116,470     |
| 4 支出の内訳        |             |
| 政治活動費          | 116,470     |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 | 116,470     |
| 機関紙誌の発行事業費     | 116,470     |
| 5 寄附の内訳        |             |
| 〔個人分〕          |             |
| 嶋崎宏之           | 116,470 豊岡市 |

**スリーウッド**

資金管理団体の指定期間

01.01～06.02

報告年月日 03.09.21(03.07.14 解散)

|        |         |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 173,825 |
| 前年繰越額  | 173,825 |
| 2 支出総額 | 0       |

**生活と政治をつなげる会（出原けんじ後援会）**

報告年月日 03.06.01(03.06.01 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**高木えり後援会**

報告年月日 03.03.02(03.03.02 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**高山ひろし後援会**

報告年月日 03.03.04(03.02.28 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**たじ勝昭後援会**

報告年月日 03.04.01(03.03.31 解散)

|        |         |
|--------|---------|
| 1 収入総額 | 136,373 |
| 前年繰越額  | 136,373 |
| 2 支出総額 | 0       |

**田中しんや後援会**

報告年月日 03.05.06(03.05.06 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**谷口進一後援会**

報告年月日 03.11.15(03.11.15 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**田村直也サポーターズクラブ**

報告年月日 03.03.16(03.03.16 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**恒田正美後援会**

報告年月日 03.01.28(03.01.28 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**共にかがやく兵庫の会**

報告年月日 03.11.10(03.10.31 解散)

|        |             |
|--------|-------------|
| 1 収入総額 | 108,853,722 |
|--------|-------------|

|                      |            |             |
|----------------------|------------|-------------|
| 本年収入額                |            | 108,853,722 |
| 2 支出総額               |            | 108,853,722 |
| 3 本年収入の内訳            |            |             |
| 寄附                   |            | 31,304,169  |
| 個人分                  |            | 250,000     |
| 政治団体分                |            | 31,054,169  |
| 借入金                  |            | 70,000,000  |
| 金澤和夫                 |            | 70,000,000  |
| その他の収入               |            | 7,549,553   |
| 分担金（選挙事務所と確認団体との分担金） |            | 4,549,550   |
| 返還金（金澤和夫から返還金）       |            | 3,000,000   |
| 一件10万円未満のもの          |            | 3           |
| 4 支出の内訳              |            |             |
| 経常経費                 |            | 13,879,568  |
| 人件費                  |            | 11,122,227  |
| 備品・消耗品費              |            | 944,395     |
| 事務所費                 |            | 1,812,946   |
| 政治活動費                |            | 94,974,154  |
| 組織活動費                |            | 26,052,098  |
| 機関紙誌の発行その他の事業費       |            | 31,059,180  |
| 機関紙誌の発行事業費           |            | 5,370,288   |
| 宣伝事業費                |            | 25,688,892  |
| その他の経費               |            | 37,862,876  |
| 5 寄附の内訳              |            |             |
| 〔個人分〕                |            |             |
| 渡邊勝幸                 | 250,000    | 神戸市須磨区      |
| 〔政治団体分〕              |            |             |
| かがやく兵庫と協働する会         | 31,054,169 | 神戸市中央区      |
| 6 資産等の内訳             |            |             |
| 〔借入金〕                |            |             |
| 金澤和夫                 |            | 35,137,124  |

### 中川ともこと歩む会

報告年月日 03.11.19(03.10.24解散)

|                |  |           |
|----------------|--|-----------|
| 1 収入総額         |  | 3,465,462 |
| 前年繰越額          |  | 957,869   |
| 本年収入額          |  | 2,507,593 |
| 2 支出総額         |  | 3,465,462 |
| 3 本年収入の内訳      |  |           |
| 寄附             |  | 2,507,593 |
| 個人分            |  | 2,507,593 |
| 4 支出の内訳        |  |           |
| 政治活動費          |  | 3,465,462 |
| 組織活動費          |  | 338,338   |
| 選挙関係費          |  | 1,910,000 |
| 機関紙誌の発行その他の事業費 |  | 1,217,124 |
| 機関紙誌の発行事業費     |  | 1,217,124 |
| 5 寄附の内訳        |  |           |

## 〔個人分〕

|            |           |     |
|------------|-----------|-----|
| 木下達夫       | 1,500,000 | 宝塚市 |
| 金川清人       | 500,000   | 同市  |
| 年間5万円以下のもの | 507,593   |     |

**中村たいすけ後援会**

報告年月日 03.12.28(03.12.28 解散)

|         |         |
|---------|---------|
| 1 収入総額  | 363,000 |
| 前年繰越額   | 363,000 |
| 2 支出総額  | 85,000  |
| 3 支出の内訳 |         |
| 経常経費    | 85,000  |
| 事務所費    | 85,000  |

**PRU阪神政治センター**

報告年月日 03.01.21(03.01.06 解散)

|        |        |
|--------|--------|
| 1 収入総額 | 12,049 |
| 前年繰越額  | 12,049 |
| 2 支出総額 | 0      |

**HYOGOグリーンネットワーク須磨支部**

報告年月日 03.02.19(03.02.19 解散)

|        |   |
|--------|---|
| 1 収入総額 | 0 |
| 2 支出総額 | 0 |

**兵庫県改革協議会**

報告年月日 03.12.08(03.12.07 解散)

|             |         |
|-------------|---------|
| 1 収入総額      | 105,220 |
| 前年繰越額       | 105,205 |
| 本年收入額       | 15      |
| 2 支出総額      | 105,220 |
| 3 本年收入の内訳   |         |
| その他の収入      | 15      |
| 一件10万円未満のもの | 15      |
| 4 支出の内訳     |         |
| 政治活動費       | 105,220 |
| 寄附・交付金      | 105,220 |

**兵庫のかがやく未来を考える会**

報告年月日 03.09.17(03.08.31 解散)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1 収入総額    | 3,700,000 |
| 本年收入額     | 3,700,000 |
| 2 支出総額    | 3,700,000 |
| 3 本年收入の内訳 |           |
| 寄附        | 3,700,000 |
| 政治団体分     | 3,700,000 |
| 4 支出の内訳   |           |
| 政治活動費     | 3,700,000 |
| 組織活動費     | 3,681,630 |

|                             |           |             |
|-----------------------------|-----------|-------------|
| 寄附・交付金                      |           | 18,370      |
| 5 寄附の内訳                     |           |             |
| 〔政治団体分〕                     |           |             |
| かがやく兵庫と協働する会                | 3,700,000 | 神戸市中央区      |
| <b>フロンティア30</b>             |           |             |
| 報告年月日 03.10.12(03.10.02 解散) |           |             |
| 1 収入総額                      |           | 611,301     |
| 前年繰越額                       |           | 119,004     |
| 本年收入額                       |           | 492,297     |
| 2 支出総額                      |           | 611,301     |
| 3 本年收入の内訳                   |           |             |
| 寄附                          |           | 492,297     |
| 個人分                         |           | 492,297     |
| 4 支出の内訳                     |           |             |
| 経常経費                        |           | 405,859     |
| 光熱水費                        |           | 5,859       |
| 事務所費                        |           | 400,000     |
| 政治活動費                       |           | 205,442     |
| 機関紙誌の発行その他の事業費              |           | 205,442     |
| 宣伝事業費                       |           | 205,442     |
| 5 寄附の内訳                     |           |             |
| 〔個人分〕                       |           |             |
| 大塚展生                        | 492,297   | 芦屋市         |
| <b>文化薫る美しいまち芦屋をつくる会</b>     |           |             |
| 報告年月日 03.07.08(03.07.08 解散) |           |             |
| 1 収入総額                      |           | 0           |
| 2 支出総額                      |           | 0           |
| <b>前田しんいち後援会</b>            |           |             |
| 報告年月日 03.06.03(03.05.31 解散) |           |             |
| 1 収入総額                      |           | 0           |
| 2 支出総額                      |           | 0           |
| <b>宮本かずなり後援会</b>            |           |             |
| 資金管理団体の指定期間                 |           | 01.01～07.04 |
| 報告年月日 03.11.30(03.11.30 解散) |           |             |
| 1 収入総額                      |           | 0           |
| 2 支出総額                      |           | 0           |
| <b>みんなでもっと宝塚！市民の会</b>       |           |             |
| 報告年月日 03.11.19(03.10.24 解散) |           |             |
| 1 収入総額                      |           | 0           |
| 2 支出総額                      |           | 0           |
| <b>村井公平後援会</b>              |           |             |
| 報告年月日 03.12.09(03.11.30 解散) |           |             |
| 1 収入総額                      |           | 0           |

2 支出総額 0

**矢尾田勝後援会**

報告年月日 03.01.04(03.01.04 解散)

1 収入総額 155,617

前年繰越額 155,617

2 支出総額 0

**養父市の未来を守る会**

報告年月日 03.02.08(03.02.05 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

**山口くにまさ後援会**

報告年月日 03.11.29(03.11.26 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

**山下淳子はげます会**

報告年月日 03.03.17(03.03.14 解散)

1 収入総額 549,170

前年繰越額 549,170

2 支出総額 0

**やまだ賢司芦屋後援会**

報告年月日 03.04.23(03.03.31 解散)

1 収入総額 50,206

前年繰越額 50,206

2 支出総額 0

**山本もりいち後援会**

報告年月日 03.06.29(03.06.29 解散)

1 収入総額 50,280

前年繰越額 50,280

2 支出総額 0

**吉富幸夫後援会**

報告年月日 03.04.12(03.03.30 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

**警 察 本 部 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和4年4月12日

契約担当者

兵庫県警察本部長 桐原弘毅

1 調達内容

(1) 入札件名  
自動車保管場所管理システム賃貸借

(2) 契約内容  
仕様書のとおり

(3) 納入期限  
令和5年1月31日(火)

(4) 契約期間  
令和5年2月1日(水)から令和9年1月31日(日)まで

(5) 納入場所  
仕様書のとおり

(6) 入札方法  
上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出入局管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 橋本  
電話 (078) 341-7441 内線2273

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和4年4月12日(火)から同月26日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所  
令和4年5月24日(火)午前10時 兵庫県警察本部1階101会議室

(4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送(書留郵便及び書留郵便に準ずるものに限る。)による入札については、令和4年5月23日(月)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金  
契約希望金額(入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年5月20日(金)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証券を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

免除

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和4年4月26日（火）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までには納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証券を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和4年5月31日（火））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、前記1(1)の件名の月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Kirihiro Koki, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

## (2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Car Storage Location Management System (leasing contract)

## (3) Lease period:

From February 1, 2023 through January 31, 2027

## (4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 April 26, 2022

## (6) Deadline for tender:

17:00 May 23, 2022 by mail

10:00 May 24, 2022 by direct delivery

## (7) Person to contact concerning the notice:

Mr.Hashimoto, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2273